

自治基本条例検証結果報告書
(提言) への対応について

平成 31 (2019) 年 3 月

下 野 市

はじめに

平成 30 年度は、本市の自治基本条例の平成 26 年 4 月に施行されてから、初めて検証を行う年となりました。第 1 回自治基本条例検討委員会が平成 30 年 6 月に開かれ、熱心にご議論いただきながら、全 4 回に及ぶ検証作業と、報告書に取りまとめを進めていただきました。

平成 30 年 12 月 12 日にご提出いただきました検証結果報告書の提言につきましては、下野市自治基本条例庁内検討委員会のもと方針を決定し、別紙の通り進めてまいりたいと存じます。

引きつづき、総合計画に掲げる幸せ実感都市の実現に向けて邁進してまいりますので、皆様のより一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、自治基本条例の検証にあたり、活発なご意見・ご提言をいただきました下野市自治基本条例検討委員会委員の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 31 (2019) 年 3 月 13 日

下野市長 広瀬寿雄

自治基本条例検証結果報告書(提言)への対応について

条例推進のための提言(報告書より抜粋)

① 第10条(協働)関係

自治基本条例の趣旨に沿った運用を図っていくには市民、議会、市が協働について更なる理解を深める必要があります。協働の理解を深めるため、平成29年度に職員版協働の指針が策定されました。しかし、協働を進めるにあたっては、行政と市民は車の両輪であり、市民が協働について理解を深めることは非常に重要であることから、市民版協働の指針の策定を求めます。

また、市民版協働の指針の内容については、職員版を市民向けに修正し、協働にふさわしい領域をより具体的に明示したうえで、現在その領域で活躍している市民団体等の活動内容を例示し、市民がイメージしやすくすることが必要です。さらに協働の活動事例をまとめたうえで、個々の活動の中身について丁寧に説明するスタイルで拡充し、さらなる内容の充実を求めます。

市の考え方

既存の下野市職員版協働の指針をベースにし市民版協働の指針をつくり、自治基本条例検討委員会(以下、「検討委員会」)において意見をいただきました。検討委員会の意見をもとに、文言の修正と協働の事例のページを拡充し、別紙市民版協働の指針を策定いたしました。

策定について広報紙で周知するほか、市庁舎内ほか市内公共施設(公民館、生涯学習情報センター、図書館)に配架し指針の周知を図ります。

② 第12条（市民の権利）関係

市民が主役のまちづくりの実現にあたっては、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を得ることができること、市に関する情報を知ることができることが重要です。

そのため、NPO・ボランティア団体等のコミュニティ組織や企業等の協働の多様な担い手に関する情報を分かりやすく市民に伝え、関心のある方が気軽に参加できるようにしていく必要があります。ついては、市ホームページ等のメディアを通して市民が情報を有効活用できるよう手段の見直しを行い、市民が必要な情報を効率かつ効果的に入手できるよう内容の充実を図るよう求めます。

市の考え方

○市民協働推進課（NPOや団体等の情報等）

市HPで、市内に主たる事務所を置くNPO法人を掲載していますが、さらに情報が見つけやすくなるよう表示等の調整を行います。

○社会福祉課（社会福祉協議会関連ボランティア情報等）

社会福祉協議会ではボランティアセンターを設置し、ボランティアの拠点として様々な活動を行っています。社会福祉協議会の広報紙等により募集や活動内容の周知を図っているところですが、さらなる充実を図るよう協力を求めてまいります。

○生涯学習文化課（生涯学習・学校支援ボランティア情報等）

市で実施する各種講座や学習情報、及び各公民館で活動している「自主サークル」の活動を紹介するため「生涯学習情報誌エール」を作成し、毎年3月に自治会長を通じて各戸配布のほか市内公共施設に設置しています。

また、市民活動支援サイト「Youがおネット」により、市内ボランティア団体、市民活動団体、社会貢献活動団体、サークル活動団体等の活動状況やイベント情報などを団体自らが発信しており、生涯学習情報センターで運営の支援をしています。

そのほかにも、随時、市広報誌やホームページで学習情報の提供をしておりますが、多くの市民の皆様に様々な学習を通じてまちづくりへの意識を高めていただけるよう、情報提供に努めてまいります。

○総合政策課（ホームページや広報の全般アドバイス）

NPO・ボランティア団体等のコミュニティ組織の紹介は「Youがおネット」で情報提供しているところではありますが、下野市公式ホームページからも探しやすいようにリンクの見直しを行います。また、内容の充実についても新規団体が登録しやすいような環境づくりを行うなど、登録者数の増加や内容の充実を図るよう関係各課に指導していきます。

さらに、2019年12月開局予定のコミュニティラジオにおいても市民活動の紹介をする等、あらゆる媒体を通じて周知に努めるよう検討を行います。

③ 第34条（人材及び組織の育成）関係

市民が主役のまちづくりを推進するためには、それを担う人づくりが重要であり、環境（場所、機会、仕組みなど）づくりに努める必要があります。そのためには、市民活動の拠点となる（仮称）「市民活動支援センター」の設置が必要であると思われます。現在、生涯学習情報センターや社会福祉協議会がボランティアバンクの管理運営等を担っていますが、市民活動の情報提供や相談、設備支援等、一貫的に支援できる施設が不足しています。

そのために、これらのサービスを一元的に提供できかつ市民活動支援の拠点となる（仮称）市民活動支援センターが必要です。（仮称）市民活動支援センターの設置にあたっては、現在市の財政状況等も鑑み、新たに建物を建築するのではなく、既存の施設の有効活用を十分に見極める他、公共施設マネジメントの指針に基づき早期に進める必要があります。

市の考え方

市民が主役のまちづくりを推進するためには、それを担う人づくりが重要であり、より一層の環境づくりをすすめていく必要があります。

そのため公共施設マネジメントの基本方針に基づき社会教育施設の個別計画における複合化や統廃合の検討を踏まえ、（仮称）市民活動支援センター開設に向けて、調整を進めてまいります。

なお、センター開設にあたっては、機能や活用法等のセンターのあり方について自治基本条例庁内検討委員会を活用し最終的な調整を図るものとします。

【参考 総合政策課政策推進グループより】

市有公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を定めた「下野市公共施設等総合管理計画」（平成29年3月策定）では、「建物」ではなく「機能」の提供を重視し、ほかの公共施設との統合・多機能化を図れる機能については、できる限り集約することを公共施設マネジメントの原則として掲げています。

（仮称）市民活動支援センターの設置に関しても、このマネジメントの原則を踏まえ、まずは既存施設の有効活用を検討することとなります。

具体的な整備の検討にあたっては、事業担当課において、（仮称）市民活動支援センター機能のビジョンを示すとともに、事業の実施にあたっての課題、運営体制や関係機関との連携のあり方等を明確にしていく必要があります。

また、「下野市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設類型ごとに大規模改修や更新などを実施するための「個別施設計画」を平成30年度策定しましたので、今後は、各施設の在り方検討時に公共施設の適正な配置を検証しながら、関係各課との横断的な検討が必要となります。